

地方法人課税の改正について

地方法人課税について次のとおり改正が行われ、平成 31 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分から適用することとされました。

1 法人県民税法人税割の税率の引下げ

法人県民税法人税割の税率を次のとおり引き下げるとともに、その引下げ相当分について地方法人税（国税）の税率を引き上げ、地方交付税の原資とすることとされました。

	改正前	改正後
税率（ ）	4.0%	1.8%

資本金又は出資金が1億円以下の中小法人等については1.0%（改正前3.2%）

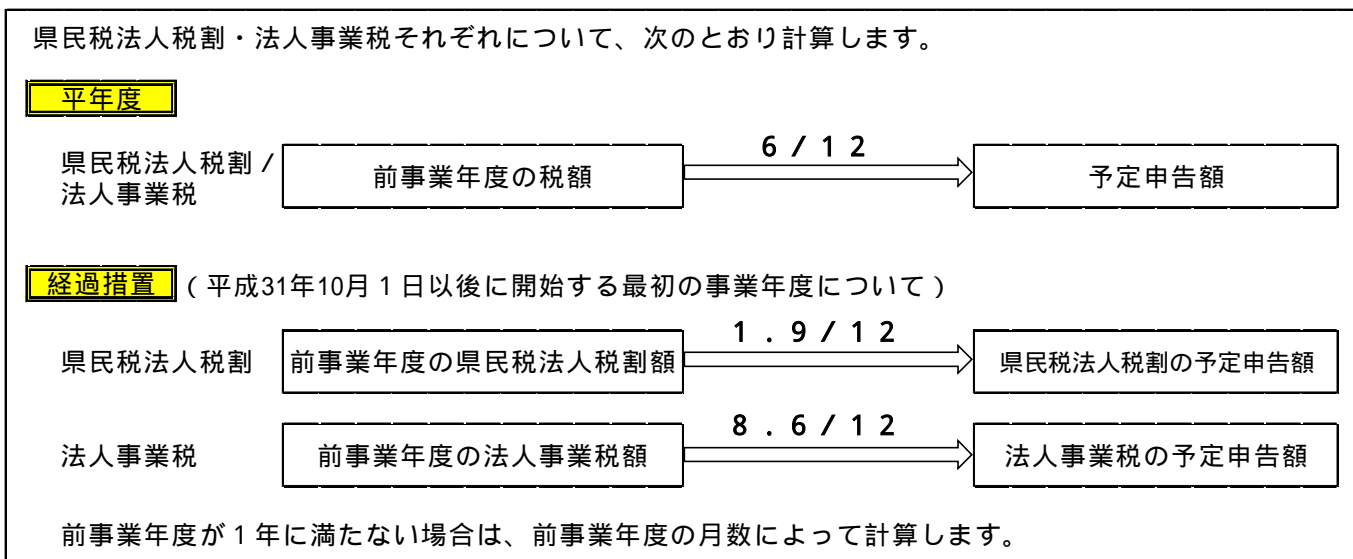
2 法人事業税の税率の引上げ（地方法人特別税（国税）の廃止）

地方法人特別税（国税）を廃止し、全額法人事業税に還元することとされ、それぞれの税率が次のとおり改正されました。

区 分	法 人 事 業 税			地方法人特別税		
		改正前	改正後	改正前	改正後	
資本金又は出資金が1億円超の普通法人 外形標準課税対象法人	所得割	所得のうち年400万円以下	0.3%	<u>1.9%</u>	414.2%	廃止
		所得のうち年400万円超年800万円以下	0.5%	<u>2.7%</u>		
		所得のうち年800万円超	0.7%	<u>3.6%</u>		
		3以上の都道府県に事務所等を有する法人の所得	0.7%	<u>3.6%</u>		
	付加価値割	1.2%	-			
資本割	0.5%	-				
資本金又は出資金が1億円以下の普通法人等	所得割	所得のうち年400万円以下	3.4%	<u>5.0%</u>	43.2%	廃止
		所得のうち年400万円超年800万円以下	5.1%	<u>7.3%</u>		
		所得のうち年800万円超	6.7%	<u>9.6%</u>		
		3以上の都道府県に事務所等を有する資本金又は出資金が1,000万円以上の法人の所得	6.7%	<u>9.6%</u>		
特別法人 医療法人、信用金庫、各種組合等	所得割	所得のうち年400万円以下	3.4%	<u>5.0%</u>	43.2%	廃止
		所得のうち年400万円超	4.6%	<u>6.6%</u>		
		3以上の都道府県に事務所等を有する資本金又は出資金が1,000万円以上の法人の所得	4.6%	<u>6.6%</u>		
電気供給業・ガス供給業・保険業を営む法人 収入金額課税法人	収入割	0.9%	<u>1.3%</u>	43.2%		

3 税率改正後初年度の予定申告について

平成 31 年 10 月 1 日以後に開始する最初の事業年度に係る予定申告に限り、以下の経過措置が講じられています。



県税に関する情報は、ホームページにも掲載しています。

[県税・市町村税インフォメーション <http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/top.html>]